

平成24年3月2日付け津市監査委員告示第1号公表分

スポーツ文化振興部

文化振興課

監査の結果	関係団体への関与について、文化振興課の職員は、文化関係団体の預金通帳及び印鑑を保管していたが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限になるよう、その見直しに取り組まれたい。
措置の内容	文化振興課が関係団体の事務局となっているため、預金通帳等を保管しているが、職員による関与は必要最小限とした。